

**U-CANの知的財産管理技能検定3級  
速習テキスト&予想模試  
法改正等に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますのでお知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

**【変更をお知らせしている箇所】**

2016（平成28）年11月6日の第25回の知的財産管理技能検定試験に関わることが予想される箇所についての特許法等の一部を改正する法律（平成27年7月10日法律第55号〔平成28年4月1日施行〕）及び著作権法の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第35号〔平成27年1月1日施行〕）、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成27年10月9日法律第54号〔平成28年1月1日施行〕）に伴う法改正等の内容

■「初版 第1刷（2014年8月22日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 55	下から8行目	著作権者（複製権を有する場合のみ）は、出版業者などに対し、 <b>出版権</b> （著作物を文書や図画として印刷・複製し、発行する権利）を設定することができます。	著作権者（複製権または公衆送信権を有する場合）は、出版業者などに対し、 <b>出版権</b> （著作物を文書や図画として複製し、出版する権利）を設定することができます。
P 76	6行目	特許出願ができるのは、 <u>発明者または特許を受ける権利の承継人</u> です。	特許出願ができるのは、 <u>特許を受ける権利を有する者</u> です。
P 77	11行目	② <b>使用者等に、特許を受ける権利の予約承継を認める</b> あらかじめ従業者等から使用者等に、職務発明について特許を受ける権利を譲渡すること（「 <u>予約承継</u> 」という）を取り決めておくことが認められます。この場合、 <u>従業者等は、その譲渡の代償として「相当の対価」</u> を使用者等に請求することができます。	② <b>使用者等に、特許を受ける権利を帰属させる</b> あらかじめ従業者等から使用者等に、職務発明について特許を受ける権利を譲渡すること（「 <u>予約承継</u> 」という）を取り決めたり、または、 <u>契約・勤務規則などであらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定め、特許を受ける権利を発生時から使用者等に帰属させる</u> ことができます。これらの場合、職務発明をした従業員等には <u>相当の金銭その他の経済上の利益（「相当の利益」という）</u> を受ける権利が与えられます。
P 78	コレだけ！！	<b>特許出願</b> は、 <u>発明者または特許を受ける権</u>	<b>特許出願</b> は、 <u>特許を受ける権利</u> を有する者

	2行目	利の承継人が行う	が行う
P 79	できたらチェック 解説6	6. × 従業者から使用者に相当の対価を請求できるのは、職務発明について「 <u>予約承継</u> 」を取り決めた場合。通常実施権は無償で使用者に与えられる。	6. × 通常実施権は無償で使用者に与えられる。
P 81	欄外 重要!!! 出願の手数料	通常の特許出願では1件につき <u>15,000円</u> 。	通常の特許出願では1件につき <u>14,000円</u> 。
P 88	2行目	第1年から第3年までの特許料の額は、毎年 <u>2,300円</u> に加えて、1請求項につき200円とされています。例えば、請求項の数が4の場合、 <u>2,300円</u> + (200円×4) = <u>3,100円</u> の3年分(×3)で、 <u>9,300円</u> となります。	第1年から第3年までの特許料の額は、毎年 <u>2,100円</u> に加えて、1請求項につき200円とされています。例えば、請求項の数が4の場合、 <u>2,100円</u> + (200円×4) = <u>2,900円</u> の3年分(×3)で、 <u>8,700円</u> となります。
P 103	プラスワン 実用新案登録出願料	1件につき <u>14,000円</u> (なお、特許出願料は1件15,000円)。	1件につき <u>14,000円</u> (特許出願料と同じ→P.81)。
P 153	17行目	<u>10年分</u> の登録料として1件につき [ <u>37,600円</u> ×区分数]を一括納付するか、または前期と後期に分けて、 <u>5年分</u> の登録料として1件につき [ <u>21,900円</u> ×区分数]を納付することもできます(金額は半分にならない)。	<u>10年分</u> の登録料として1件につき [ <u>28,200円</u> ×区分数]を一括納付するか、または前期と後期に分けて、 <u>5年分</u> の登録料として1件につき [ <u>16,400円</u> ×区分数]を納付することもできます(金額は半分にならない)。
P 156	欄外 重要!!! 更新登録料	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括納付の場合 <u>48,500円</u>×区分数</li> <li>分割納付の場合 <u>28,300円</u>×区分数 (前期・後期とも)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括納付の場合 <u>38,800円</u>×区分数</li> <li>分割納付の場合 <u>22,600円</u>×区分数 (前期・後期とも)</li> </ul>
P 176	欄外 重要!!! 特許に関するその他の条約	……。日本はこのどちらにも加盟していない。	……。日本もPLTには加盟している。
P 181	19行目	⑤技術的制限手段回避装置提供行為 (10・11号)	⑤技術的制限手段回避装置提供行為 (11・12号)
P 181	23行目	⑥ドメイン名の不正取得等の行為 (12号)	⑥ドメイン名の不正取得等の行為 (13号)
P 181	プラスワン	ほかに「不正開示された営業秘密の悪意重過失取得等(8号)」と「不正開示された営業秘密を善意で取得した後の悪意重過失使用等(9号)」がある。	ほかに「不正開示された営業秘密の悪意重過失取得等(8号)」と「不正開示された営業秘密を善意で取得した後の悪意重過失使用等(9号)」、「 <u>営業秘密侵害品(不正に取得した技術上の秘密を利用して製造された物品)の譲渡等</u> 」(10号)がある。
P 182	1行目	⑦品質等誤認惹起行為 (13号)	⑦品質等誤認惹起行為 (14号)
P 182	5行目	⑧信用毀損行為 (14号)	⑧信用毀損行為 (15号)

P 182	9行目	⑨代理人等の商標冒用行為 (15号)	⑨代理人等の商標冒用行為 (16号)
P 225	予想模擬試験 問27 資料	・特許出願料…………… 1 件につき <u>15,000</u> 円	・特許出願料…………… 1 件につき <u>14,000</u> 円
別冊 P 21	解答一覧 問27	<u>149,000</u> 円	<u>148,000</u> 円
別冊 P 27	問27 解答	<u>149,000</u> 円	<u>148,000</u> 円
別冊 P 27	問27 解説 5行目	特許出願料 ( <u>15,000</u> 円) + 出願審査請求手数料 (118,000 円 + [4,000 円 × 請求項 4]) = <u>15,000</u> 円 + 118,000 円 + 16,000 円 = <u>149,000</u> 円	特許出願料 ( <u>14,000</u> 円) + 出願審査請求手数料 (118,000 円 + [4,000 円 × 請求項 4]) = <u>14,000</u> 円 + 118,000 円 + 16,000 円 = <u>148,000</u> 円